学生相談支援室規程

（令和 5 年 8 月 1 日施行）

大阪河﨑リハビリテーション大学

大阪河﨑リハビリテーション大学　学生相談支援室規程

平成 18 年 7 月 3 日
大学規程第 5 号

（設置）
第 1 条　大阪河﨑リハビリテーション大学（以下「本学」という。）に大阪河﨑リハビリテーション大学学生相談支援室（以下「学生相談支援室」という。）を置く。

（目的）
第 2 条　学生相談支援室は，本学学生が学生生活を心身共に健康で充実したものとするために，個人的諸問題について相談に応じ，助言及び援助を行うことと、本学に在籍する障がい学生に対する合理的配慮の提供内容等を決定するとともに，教育及び学生生活において支援が受けられるようにするため，障がいのある学生の支援に関わる基本となる事項を定めることを目的とする。

（業務）
第 3 条　学生相談支援室は次の各号に掲げる業務を行う。
(1)　学生相談
①　修学，健康，その他学生の個人的問題に関する相談
②　精神衛生上必要な助言及び援助
③　相談業務に係わる研究活動
④　相談業務に必要な資料の収集及び保存
⑤　その他学生相談に必要な事項
(2)　障がい学生支援
①　障がい学生の在籍状況及び支援希望内容の把握
②　申し出のあった障がい学生の支援区分の判定
③　支援区分に応じた合理的配慮の提供内容等の協議
④　障がい学生の修学に必要な施設・設備の整備計画（中・長期的なものを含む）の立案
⑤　その他障がい学生の支援に関し，必要とする事項

（学生相談支援室長及び室員）
第 4 条　学生相談支援室は，次に掲げる職員をもって組織する。
(1)　室長　1 名
(2)　副室長　1 名
(3)　相談支援室員　各専攻から男女 1 名
(4)　学務係担当者　1 名
2　室長は，学長が任命し，学生相談支援室の管理運営を統括する。
3　副室長は，学長が任命し，室長を補佐する。
室長に事故又は支障があるときは，副室長がその職務を代行する。
4　相談支援室員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。
(1)　前項の委員に欠員が生じた場合は，これを補充しなければならない。但し，後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（運営委員会）
第 5 条　学生相談支援室の運営については，学生相談支援室運営委員会（以下「委員会」という。）において行う。委員会の組織は第 4 条に掲げる委員を充て，必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聞くことができる。
2　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長には室長を，副委員長には副室長をもって充てる。
3　委員長は会議を招集し，議長となる。
4　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
5　委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（秘密の厳守）
第 6 条　学生相談支援室の業務を処理するに当たっては，個人の秘密が厳守されなければならない。

（事務）
第 7 条　学生相談支援室及び委員会の事務は，学務係において行う。

（改廃）
第 8 条　この規程の改廃は，教授会に諮り，学長が行う。

附　則

この規程は，平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附　則（平成 22 年 2 月 2 日大学規程第 6 号）

この規程は，平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 33 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 21 号）

この規程は，平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附　則（令和 5 年 8 月 1 日大学規程第 5 号）

この規程は，令和 5 年 8 月 1 日から施行する。